

平成21年度 法人税関係法令の改正のあらまし (租税特別措置法の一部改正関係)

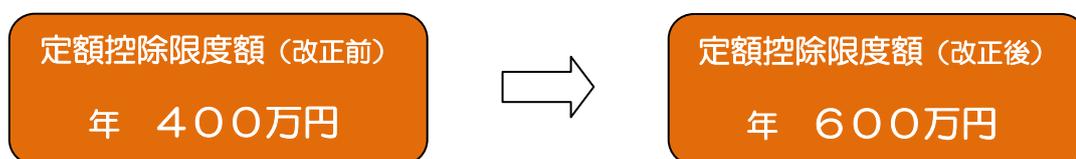
平成21年6月26日、「租税特別措置法の一部を改正する法律（平成21年法律第61号）」が公布・施行されました。

今回の改正では、最近の社会経済情勢を踏まえ、需要不足に対処する観点から次の改正が行われました。

このパンフレットでは、平成21年度税制改正における法人税関係法令の改正のうち、平成21年6月26日に公布・施行された「租税特別措置法の一部を改正する法律（平成21年法律第61号）」の改正について、そのあらましを記載しています。改正内容の詳細や具体的な適用関係など、お知りになりたいことがありましたら、電話相談センターをご利用ください。電話相談センターのご利用は、最寄りの税務署にお電話いただき、自動音声にしたがって番号「1」を選択してください。

交際費等の損金不算入制度について改正が行われました。

- 交際費等の損金不算入制度について、資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人（以下、「中小法人」といいます。）に係る定額控除限度額が、**400万円**から**600万円**に引き上げられました（措法61の4、68の66）。



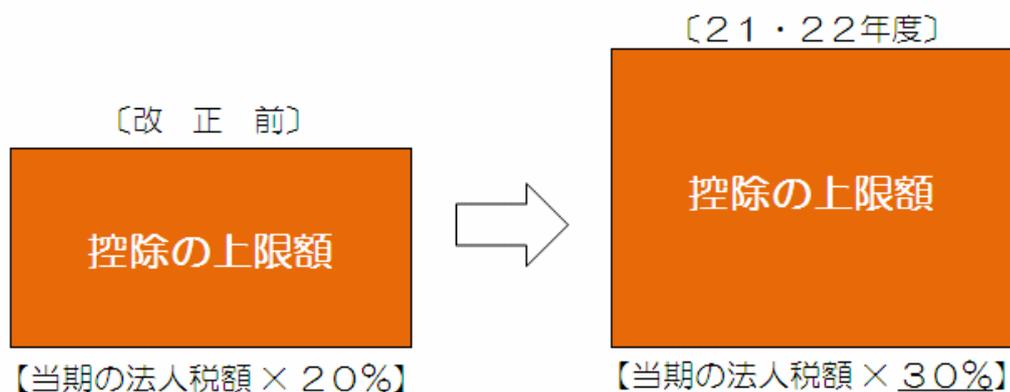
- ★ 定額控除限度額に達するまでの交際費等の金額の90%を損金算入することができます。
- ★ 平成21年4月1日以後に終了する事業年度から適用されます（改正法附則6、9）。（※）
- （※） この法律の施行日前に、既に、上記に該当する事業年度に係る法人税の申告をしている場合であっても、改正後の措置が適用されます。
- ★ 交際費等の支出額が年400万円を超える中小法人にあつては、申告誤りのないようご注意ください。

試験研究を行った場合の特別税額控除制度について改正が行われました。

- 試験研究費の総額に係る特別税額控除制度、特別試験研究費に係る特別税額控除制度及び中小企業技術基盤強化税制について、次のとおり改正が行われました（措法42の4の2、68の9の2）。

① 平成21年度及び平成22年度に開始した事業年度の特例

平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間に開始する事業年度における税額控除の適用を受けることができる限度額が、当期の法人税額の20%相当額から30%相当額に引き上げられました（措法42の4の2①、68の9の2①）。



② 平成23年度に開始した事業年度の特例

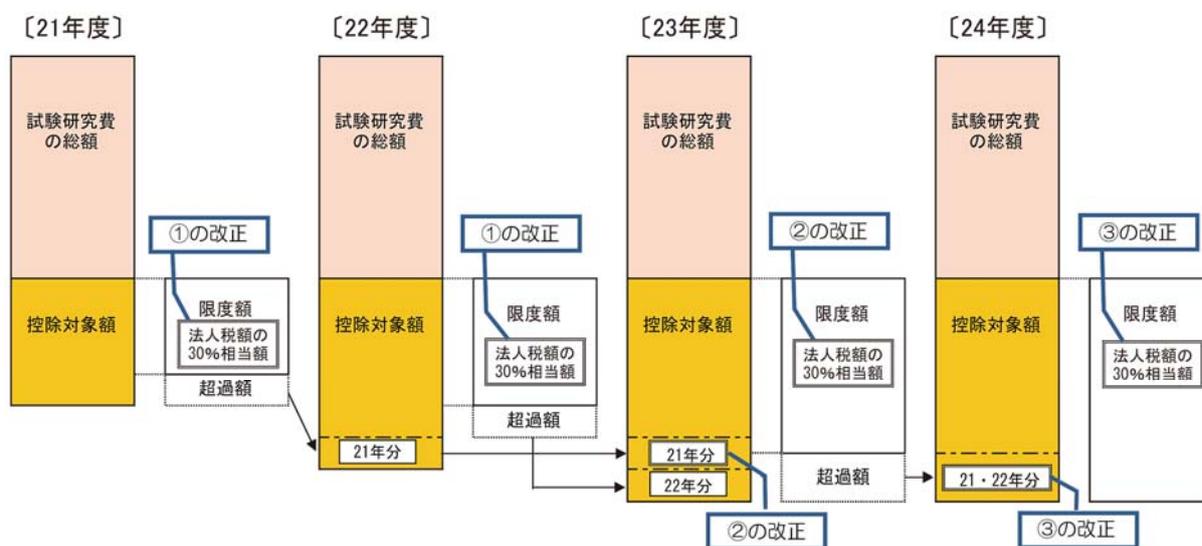
平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に開始する事業年度において税額控除限度超過額を繰越控除する場合には、繰越控除の対象となる金額に平成21年度に生じた繰越税額控除限度超過額を含めることとされました。この場合に、繰越控除の適用を受けることができる限度額は、当期の法人税額の30%相当額とされています（措法42の4の2②三、⑤三、68の9の2②三、⑤三）。

③ 平成24年度に開始した事業年度の特例

平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に開始する事業年度におい

て税額控除限度超過額を繰越控除する場合には、繰越控除の対象となる金額に平成21年度又は平成22年度に生じた繰越税額控除限度超過額を含めることとされました。この場合に、繰越控除の適用を受けることができる限度額は、当期の法人税額の30%相当額とされています（措法42の4の2②四、⑤四、68の9の2②四、⑤四）。

＜上記①から③の改正のイメージ図＞



○ その他所要の規定の整備が行われました。

★ このあらましにおいて使用した次の省略用語は、それぞれ次に掲げる法令を示します。

措法……改正法による改正後の租税特別措置法

改正法……租税特別措置法の一部を改正する法律（平成21年法律第61号）



e-Tax

国税電子申告・納税システム

詳しい情報は
www.e-tax.nta.go.jp
をご覧ください。